

令和4年度第12回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和4年（2022年）5月26日（木）午後5時半～7時半
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員8名  
委員 炭谷委員（会長）、古川委員（副会長）、大島委員、押田委員、韓委員、藤沢委員、三井委員、呂委員  
事務局 5名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、岩元主任、桑代主事）

【炭谷会長】 ただいまから審議会を開催します。本日のご欠席は神田委員と渡邊委員です。しばらくぶりのような感じがいたしますけれども、よろしくご審議の程お願いいたします。換気のため、途中で休憩を取らせていただきたいと思いますと思っています。

それでは、今日の皆様方に配付している資料の確認をまずお願いいたします。

【事務局】 今年度もどうぞよろしくお願いいたします。まず、4月の人事異動で市長室職員に異動がございましたので紹介させていただきます。

4月1日付で平和・人権・ダイバーシティ推進係へ異動してまいりました係長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

同じく4月より参りました桑代です。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。配付しております資料の確認となります。まず「次第」と書かれたA4、1枚のもの。本日、韓委員から説明していただくカラーのホチキス留めの資料。そして、資料2の「今後の審議の進め方等について」というA4、1枚のもの。委員の皆様には、ほかに『国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例』基本方針（文案）」と書かれたものが5種類お手元にあるかと思います。

【炭谷会長】 それでは、本日の審議の内容について確認したいと思います。まず、前半は韓委員から「人権侵害とは何か」「差別とは何か」などについて45分を目安にお話を頂ければと思います。その後、一旦休憩を挟んだ後、委員の皆様方で意見交換をさせていただきたいと思います。その後、今後の審議の進め方などについて確認をしたいと思います。

それでは、最初の議題1について、韓委員、よろしくお願いいたします。

【韓委員】 韓です、こんにちは。今日の内容は基本的に昨年11月、東京造形大学のイベントに招かれて、差別について考えたいということで、親交のあるアーティストの田中功起さんという方とトークするために作ったものです。

普段、学生を相手に話をしている内容なので、ここにいらっしゃる皆様にお話しするにはちょっとお恥ずかしいというか、そんな感じですが、やらさせていただきます。

差別は結構いろいろな定義があるのですが、意外と難しく、かつてはどこかの本にこういう定義がありましたということも載せていたりもしたのですが、今はちょっとそれはしていません。

上に「差別はつくられる」と書いているのは、授業で差別を扱う回のタイトルが「差別はつくられる」なのですが、差別はつくられるものなのですね。

あと、「差別はたいてい悪意のない人がする」というのは、割と最近出た本のタイトルで、後ろに参

考資料を載せている中にも入れているはずなのですが、参考書籍の一番最初ですね、キム・ジヘさんという韓国の学者が書いた本で、日本語に翻訳されて、これはとてもわかりやすい本になっているのでぜひ読んでいただければと思うのですが、この本のタイトルです。

そういうことなのです。悪意とは何の関係もない。別に差別をしたからその人が悪いとか、心がどうか、全くそういう話ではないということですね。じゃあ、どういうことなのか。誰かが誰かに偏見を持っているという個人の意識、内面といった問題ではありません。社会構造の問題です。構造そのものが差別をはらんだものになっているので、むしろ素直な人の方が差別をしたりします、そういう意味では。そこにあらがわないで普通に生きていたら、みんな差別するようにできているわけですよね、この社会構造の問題というのは。だからこそ、社会的属性と強く関わっていると無前提につなげていますけれども、社会的属性というのは、例えばジェンダーだったら、取りあえず今の社会は生まれたときに2つに振り分けられる仕組みになっていて、女と男と。それは属性と呼んだりしますよね。あと、「何とか人」とかも社会的属性です。それらの属性はフラットに配置されていなくて、例えば男と女と2つに振り分けられるシステムだとしたら、男性の方が優位に置かれていて、女性の方が下位に置かれている、これが社会的構造です。なので、社会的属性と強く結びついています、差別という問題は。

定義は難しいと言いましたが、これは私と仲がいい研究者と2人で1回一生懸命考えたことがあって、差し当たり、「属性にもとづく自由の侵害」と定義してみました。何らかの属性を持つことによって自由が侵害されている状態というので、おおよそカバーできるのではないかなと思って、考えてみたものです。

ここまで言ったらここにいらっしゃる皆様おわかりだと思いますけれども、では、具体的にどういうことか。要は、社会的属性、あるカテゴリーに属する人が、そのカテゴリーに属するというだけの理由で不利な状況に置かれることです。例えばあるカテゴリー、例えばそれは女性、例えばしょうがいしゃ、例えば何とか人、例えば性的マイノリティ、何でもいいです。理由はそれだけなのです。そこに属しているというだけの理由で不自由な状況に置かれること。これはやはりさっき言ったように、私たちの社会には目に見えないいろいろな線が引かれていて、さっき言った男女でもいいし、例えば健常者としょうがいしゃかもしれないし、いろいろなジャンルにおいていろいろな分け方におけるマイノリティとマジョリティの線がたくさん引かれていて、その線のあっちとこっちというのはフラットではなくて上下の関係があって、それが社会構造なのですけれども、そういう中で位置づけが不平等、不均衡という問題。

あと、どういうふうに見えているかで、これもあまりちゃんとした厳密な話ではないのですが、文化的な差別というのは目に見えない何か空気に張りついているようなやつですね。みんながそう思い込まされているような何か。文化にくっついているようなもの。

あと、法的とか、法律とか制度が差別なものもたくさんありますよね、まだまだ。個人的な差別というのは、対面状況で人と人で行われるようなもの。こんな種類があるのではないかなと。

最近割と構造的差別という言い方がされますけれども、それはここまで言ってきたことそのものだと思います、構造的な差別という言葉で言われていることは。

これは若者相手のスライドなので、さらに説明しているのですが、要は、Aさん、Bさん、Cさんの3人がいて、Bさんだけ扱いが違って、「何で私だけ扱いが違うんですか」と聞かれたときに、「あなたは何々だから」としか答えられない場合、それは差別だということですよね、恐らく。あな

たは外国人だから、あなたは女性だからみたいなもの。そこはもしかしたらその理由がくっついていたりするのですけれども、たいていはそこに本質的、合理的な理由はありません。だいたい恣意的なものですこういう場合。

先ほどの話に戻りますが、でも、それがありになっちゃっている。なぜか。社会構造が不平等、不均衡だからです。そこに乗っちゃちゃっているだけだということですよね。扱いを変えるという行為はその構造に乗っちゃっています。なので、「差別はたいてい悪意がない人がする」わけです。

このパートには「異議申し立てと差別」というタイトルがついていますけれども、今言ったように不平等な構造があるから、差別の根拠としてのカテゴリーは恣意的に選ばれます。でも、これも同じことを繰り返し言っているのですけれども、それは構造の問題だから、差別する側に悪意がないことがほとんど。つまり、それが差別だと気づいていません。

では、どうやって差別は可視化されるのか。やはり差別される側が、それはおおよそ社会的マイノリティだと思うのですけれども、その側からの異議申し立てによってしかそれは差別として可視化されません。つまり差別は、ポリティクスとは直訳すると政治なのですけれども、ここでの意味はこういうもうちょっと広義の政治ですね。権力関係をめぐる利害の調整や駆け引きであったり、そもそも何が正しいのかをめぐるたたかいとしての政治の問題です。だから、これが差別だと言ったときに、それが差別じゃないと言われることそのものが差別という問題の本質だということです。

ということで、マイノリティという言葉を出したので、皆様は既にご存知だと思いますが少し話します。マイノリティとマジョリティですね。多数派、少数派とか、多数者、少数者と訳されがちですけれども、大事なのは数の問題ではありません。数が多いことによって力を持っているということのほうがより大事です、ポイントは。逆に言うと、数が少なくてもマジョリティ、マイノリティという線引きは可能です。例えば、かつてのアパルトヘイトをやっていたときの南アフリカだったら、圧倒的に白人のほうが少なかったけれども力を持っていたから、あの場合は白人がマジョリティで、黒人がマイノリティと言っていていいと思います。

ある集団を複数の集団に分けたときに、社会の中心にいる側、力を持っている側がマジョリティ、それ以外の集団をマイノリティと呼びます。数だけでの問題ではない。より力を持っているかどうか。だから、主流派、非主流派ともしかすると訳すほうが的確かもしれません。マイノリティ、マジョリティとそのまま使っていていいのですけれどもね、全然。

そうすると、主流派のほうは力を持っているということに気づかないわけですよね。なぜなら主流派だから。当たり前だから、「普通」の側だからです。自分たちが持っているものは当たり前で自然で正しいわけですよね。言い方を変えると、これは私が授業でよく使っている言い方なのですが、社会はマジョリティに最適化されていますという言い方をします。逆に言うと、社会に最適化されているのがマジョリティだと言ってもいいかもしれません。

違う方の定義をいくつか持ってきましたけれども、ケイン樹里安さんというすごく若い優秀な学者さんなのですが、先週病気で亡くなられて、私、仲がよかったのでものすごくショックだったのですけれども。それはさておき、書いたものは残っているので、ぜひ機会があったら読んでみてください。ネット上にも読める記事がたくさんあります。ケインさんは、「マジョリティとは気づかずにいられる人、気にしないでいられる人」と説明していますよく。「気づかず・知らず・自らは傷つかずにすまされることは、マジョリティの持つ特権」ですよというのがケインさんがよく言っていたことですね。

あと、出口真紀子さん、上智大学の先生で特権の話をよくされている方ですね。心理学で、「マジョ

リティ特権」という言葉を日本に輸入された第一人者というか、これについてはものすごく功績が大きいと思っているのですが、出口さんの定義は「マジョリティ性を多く持つ社会集団にすることで、労なくして得ることのできる優位性」です。この「労なくして」というのが大事ですね。たまたまなのです。別にそいつが頑張ったわけでも何でもないのに、有利な立場にいる。だからこそそれは特権ですよという話です。

突然、1つ事例を出しますが、2021年に、これはちょうど改正された直後だったのでこの話をしたのですけれども、日本には幾つか差別解消と関わる法律があるのですけれども、今のところ一番よくできているのではないかと思われるのが、障害者差別解消法ですね。どこが大事かというと、幾つかあるのですけれども、日本の法律内に差別をなくすという文脈で差別という言葉が入ったのが、一応この法律が初めてです。制定は2013年です。あと、ここに「障害の有無によって分け隔てられない共生社会をつくる目的、そのために差別をなくす」と明記されています。

あと、国と地方公共団体等の公的機関、民間の事業者による差別の禁止、社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務化されていて、これが去年の改正で民間も義務化になったということなのですけれども、要はどういう理論というか、姿勢が反映されているかという、障害は環境にあるという「社会モデル」の理念が導入されたというのが大きいですね。これはここまでの話でいうと、要は構造だという話です。障害は個人にあるのではなくて、むしろそれを障害にたらしめているのは社会にあるという考え方があるからこそ、合理的配慮ですとか、社会的障壁をなくすとか、そういうつくりになっていて、これは結構重要な考え方ですね。

このようにいろいろな差別はあるのですが、私がやっているのは民族、人種に関わることなので、ちょっとここで「レイシズムとは」という話になります。

レイス、つまり人種に「イズム」がついているので人種主義、人種差別主義と訳されますが、実際には日本語の人種の語感よりもかなり広いです。エリック・ブライシュという人が書いた本では、皮膚の色、エスニシティ、国籍あるいは宗教といった特性に基づいた排除や中傷となっていて、国連の人種差別撤廃条約だとこんな感じですね。人種、皮膚の色、世系というのは生まれですね。なので日本だと、被差別部落のことも国連では人種差別撤廃条約の範囲内で扱われています。あと、民族的、もしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限、または優先と定義されている。

つまりレイシズムを考える際には、狭義の人種だけではなくて、さきに挙げたような特性全般、特に親から子へと継承されるような変更の難しい、自分で選ぶことが難しい特性全般が関わってきます。

授業用に作ったものから持ってきているので、いきなり内集団と外集団とか言っていますが、これは社会学で教える理論だったりするので。要は自分の帰属集団みたいなことと一応考えてください。主観的にそれが民族だったり、いろいろな属性、いろいろなレベルがあると思いますけれども、自分が帰属していると感じる集団が内集団で、それ以外が外集団です。その内集団と外集団、あるいは我々と彼らの区分に基づいて、外集団あるいは彼らを排除する場合、いろいろな分け方はあるのですが、やはりネーション、エスニシティ、人種というのは結構この区分についてとても大きな要素になると思います。

一般的にネーションにもとづくものが、つまりもうちょっと国、国籍に近いようなものと排外主義と呼ばれます。なので、外国人排斥、ゼノフォビアに近いようなもの。レイシズムは先ほど話したようにもっと広い感じです。

あと、関連する言葉として、ヘイトスピーチですね。これも直訳すると憎悪言論なのですが、単に

悪口を言うことではなくて、やはり相手が属する集団、それも本人の意思では変更が難しい集団、つまり社会的属性に基づいて、侮辱や扇動、あるいは脅迫が行われるということ。そのため、最近では、差別扇動なども訳されます。

例えば、私に「韓東賢のバカ」と言ってもそれはヘイトスピーチではなくて、「韓さんは朝鮮人だからバカ」と言ったらヘイトスピーチなわけですよ、要は。背後に属性があるということですね。またそれがなぜ扇動になるかという、相手に対する直接的なダメージになるだけではなく、それを見聞きしたほかの人に「ばかって言ってもいいんだ、朝鮮人には」という効果になりうるからです。単に1対1の問題ではなくて、ヘイトスピーチによって周囲へのOKサインになるというか、いいのだという効果になったりしてしまう。つまり扇動になる。

さらに、もちろん言葉の暴力も十分暴力なのですが、物理的な、直接的な暴力の場合はヘイトクライムです。石を投げるとか、ガラスを割るとか、殴るとか、いろいろ。実際に殺されたりするような事件も起きたりしますが。例えば、京都のウトロで放火事件がありましたよね。あれは完全にヘイトクライムと言っていいと思います。容疑者自身が、差別感情があったと言っていますからね。動機がはっきりしている。

あと、関連する言葉で知っておいていいかなというやつですけれども、これはアメリカの黒人差別研究の文脈で言われている話ですが、日本に应用可能だと思っていて、古典的レイシズムと現代的レイシズムの区分があります。古典的レイシズムは、黒人は道徳的及び能力的に劣っているという信念によって特定人種の容姿や能力を卑下したり犯罪に走りがちだと決めたりする、いわゆるあからさまなレイシズム。「あいつらは駄目なんだ、バカなんだ。なぜなら黒人だから」みたいなやつです。

それに対して、やはり20世紀半ば以降、とくにアメリカは公民権運動があって、公民権法ができて、それをやってはいけなくなったわけですよ。あと、そうではないと否定されたわけです。でも、何かまだあるよねというのが現代的レイシズムで、黒人に対する偏見や差別は既に存在しておらず、実はあるのですけれどもね、でもしたがって、黒人と白人の間の格差は、黒人が努力しないことによるものであり、それにもかかわらず黒人は差別に抗議し、過剰な要求を行い、本来得るもの以上の特権を得ているというような、もう1個ねじれたやつです、近代的レイシズムは。一応これを分けて議論していたりします。

では、日本ですね。ネイションやエスニシティ、人種に関わる多様性が、もちろんずっとあったのですけれども、主に日本で90年代ぐらいまで最大のエスニックマイノリティは、例えば在日コリアンだったわけなのですが、見た目では区別しづらい部分があったり、見えない、見えにくい、だからかぎ括弧をつけています、「見えにくい」ものとされがちだった日本で、こうした要素に基づく排除の、これはもう明示的な主張はもちろんあったのですけれどもね、ずっとね。でも、かつては必ずしも一般的な現象ではなかった。むしろ2000年代以降になって、インターネット上で外国および外国人に対する極端で否定的で差別的な主張が目立つようになった。こうした主張をそのまま街頭で行い、直接的な暴力も行使するような団体も登場するようになったのは、むしろ2000年代以降と言っていいと思います。そこで行われていることがヘイトスピーチだったり、ヘイトクライム。

あと、日本の特徴としては、在日コリアンおよび東アジアに焦点化されているのというのは、レイシズムの文脈においてですね、ほかにもいろいろな差別はありますが。これはさっきの古典的レイシズムと現代的レイシズムに近いと思いますが、やはり戦前の植民地主義、そこにおける差別意識に由来する、ある種上から見下すようなタイプの排外主義と、あと、やはりとはいえ、戦後70年

以上過ぎるなかで、在日コリアンも頑張って成功する人がいるわけですね。そうすると、「やはりあいつら何かずるしているんじゃないか」とか、そういうタイプの先ほどの黒人差別研究の文脈だと、やはり現代的レイシズムみたいなものも一方で生まれていて、下から見上げる排外主義と一応名づけていますが、「俺らはうまくいっていないのに何で」みたいなタイプに言えるかなと。あと、これは樋口直人さんという方が本に書いていらっしゃるようなことなのですが、文化的なものだけでなくやはり政治的な要因が強い。日本の場合は、とくにエスニック・ネイションとここに無前提に書いていますが、例えば国籍法なんかが出生地主義ではなくて血統主義ですね。そうすると、外国人はずっと外国人なわけですよ。そうすると、もう日本に何代も住んでいて、ある種日本の市民であるにもかかわらず、すごくその人を「何とか人」として見る。その「何とか人」の背後には、「何とか」という国がある。例えば在日韓国人を、日本社会の一員というよりも韓国の人だとみなす、欧米に比べて日本はそういう意識が強いので、外交問題とかがここにすごくくっついてきてしまうということですね。三者関係モデルとはそういうことです。

イギリスで、例えばパキスタンが核実験をやっても、イギリス国内でパキスタン人が排除されたりしないのですよ。パキスタン人が排除される時は、例えば住宅問題だとか、生活保護の問題だったりとか、ある種、あくまでも国内の二者関係として、マジョリティと移民との関係としてあるのだけれども、日本の場合は、もう1個外に要素がある。三者関係モデルとはそういう意味です。例えば韓国政府、北朝鮮政府が何かをやった。そしたら、大使館に抗議に行くのではなく、なぜかここにいる在日コリアンが攻撃されるみたいなことが、そこはすごく政治的な要因が強いよねというのは、樋口さんが指摘されていることです。

先ほど法律のことを少し言いましたが、この流れで一応ヘイトスピーチ解消法という法律は2016年5月に成立して、6月に施行されました。ここにいらっしゃる皆様は結構ご存じかと思いますけれども、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」というのが正式な名称で、要は、外国出身者へのヘイトスピーチに特化した理念法ですね。ヘイトスピーチは外国出身者に限らない問題でもあるし、逆に言うと、外国出身者だったらヘイトスピーチ以外の差別もあるのですが、非常に狭められた形になっています。

あと、理念法で、かつ禁止規定ありません。罰則以前の問題で、禁止という言葉がない。先ほどの障害者差別解消法にはちゃんと禁止と書いているのですが、こちらには書いていないです。だから実効性が弱い。

あと、本邦外出身者という規定によって、例えば同じエスニックなヘイトスピーチについても、例えばアイヌ、沖縄、被差別部落出身者などが対象にならない。本邦外出身者とその子孫という定義がされているので。

あと、適法に居住する者という要件がついていて、これも結構ひどいと思うのですが、非正規滞在者が除外されるおそれがあるという問題点は、これは法律ができたときに私もそれを指摘するような記事を書いた記憶があるのですが、割と問題点は多いです。

とはいえ、日本が人種差別撤廃条約に入ったのは1995年なのですが、そのときに法律を作らなければいけなかったのに作る必要はありませんと言ってずっと留保してきたので、それでも日本初の反人種差別理念法で、意義は小さくないと言えるのではないかと思います。その後、それでも自治体レベルでいろいろな動きが起きたりとか、前進は少しずつあると思っています。

これは新聞記事から貼り付けたものです、法務省が作成した資料からですね。①が命や身体、財産

に危害を加えるように告げること、②が著しく侮辱すること、③が地域社会からの排除をあおること、などを一応不当な差別的言動として挙げています。例えばこういうものがヘイトスピーチですよ、法務省がガイドラインで挙げています。よくヘイトスピーチの定義がわからないと言われますが、これも狭いといえば狭いとは言えるのですけれども、これである程度定義ができていないのかと、例示ができていないのかなどと思っています。

あと、いくつか関連する言葉として、ちょうど今、毎日新聞がマイクロアグレッションの連載をやっていて、結構割と突っ込んだ話になっているのですが、リンクを貼ってありますので、興味があったら読んでいただければと思います。

マイクロアグレッションとは何か。マイクロというと小さい、アグレッションは攻撃みたいな意味で、直訳すると微細な攻撃になってしまうのですけれども、ふだんの何気ない会話や行動、学校や職場などの日常生活の中に現れる偏見や差別に基づく見下しや侮辱のことです。先ほど申し上げたように、直訳すると微細な攻撃ですが、マイクロは小さいという意味ではなく、むしろ個人間、日常生活の中で起こる差別事象のことで、丸一さんという方はZACという、この方はマイクロアグレッションの活動をやっていらっしゃる方なのですけれども、その方の記事から主に持ってきていますが、日常的な侮蔑や見下しと言っています。

マイクロといって、何か微細、日常といったらばかにできないのは、やられている方は、生きている間に100回ぐらいやられるのですよ。言っているほうは1回ですけれども。言われるほうは本当に人生でこの質問はもう何回目だよってくらいされている。1つ1は小さく見えるかもしれないけれど、積み重なることで大きなダメージになるものでもあります。

これは3つタイプがありますよねということで挙げられていたのですけれども、1つ目、Aですね。先生が黒人の生徒に、「黒人なのになんて知的で冷静なんだ」。一見褒めていますけれども、「黒人なの」ですね。次はB、女性の社長に対して「あなたの上司はどこ？」。これ、私とかでもあります。ピンポンと誰か来たとして、「ご主人いらっしゃいますか」と。「私が主人です」という話ですね。最後のC、アメリカで生まれ育ったアジア系アメリカ人に「どこから来たの？」、「英語がうまいですね」。もうこれは私もよく言われますね。「韓さん、日本語うまいですね」、「いつ日本に来たんですか」みたいなこと、とてもよく言われます。

要は、それぞれ「黒人なの」のところ、黒人は教養がなく感情的だと、そう言っていないけれども暗に言っている。あと、女性の社長に対して「あなたの上司はどこ？」というのは、責任ある役職に女性はいないということを暗に言っていますよね。また、アメリカで生まれ育ったアジア系アメリカ人に「どこから来たの？」、「英語が上手ですね」というのは、白人以外はよそ者だ。そういったメッセージが、言っている方は気づいていないけれども言ってしまうということです。

1970年代にアメリカの精神科医、チェスター・ピアースという方が提唱したものです。日常的に白人から黒人に向けられ、時には無意識的に行われる従来の差別とは違う中傷や侮辱を言語化したもの。なので、さっきの現代的レイシズムとももしかしたら重なり合うかもしれませんが、時期として。アメリカ社会が、かつてのようなあからさまな差別は一応いけなくなっていく中で、でもあるよねというのをどう可視化しようとしたのがこのチェスター・ピアースだったり、また違う形で今の差別は行われますよというのが現代的レイシズムというものでもあるのかと思います。

同じことですね。公民権運動などによって、差別はいけないという機運が高まる中で、差別が形を変え、わかりにくい形で現れてきたという背景もある。

現在では、最初はそういう形で黒人差別の文脈から始まったのですけれども、より広く、人種・民族的マイノリティ、女性、性的マイノリティ、高齢者、障害者などについても報告・研究されるようになっていきます。

社会的マジョリティからマイノリティに対して行われ、一応以下の3種類に分類されているようです。ここについては、私はそんなに専門家ではないので、1が、マイノリティの属性を用いて侮辱ですね。「〇〇人は劣っている」など、直接劣っていると言うわけではありませんが、さっきのような形で劣っているというメッセージが発される。あと2、相手の社会的・文化的アイデンティティを無礼に扱う。ないものにする、無価値なものとして扱ったりするようなタイプ。それは3のほうが近いかな。でも2ですね。2はむしろアイデンティティですかね。3はマイノリティの経験や感情などを否認し、無価値なものとして扱う。この3つの種類に分類されているようです。

1は従来からある差別に近い、ある種、意識的なものです。下にいくほどより無意識で、善意や褒め言葉として言われることが多いものですね。でも、受け取る側にとってはそういうメッセージとして伝わったりする。

次は特徴ですね。ここまで言ってきたことで言えてしまっているかもしれませんが、特徴の1つ目は、言っている本人は悪気はない。場合によっては褒め言葉とすら思っている可能性もあるように、ヘイトクライムなどの明確で意識的な差別事例とは違い、無意識的なもので、友人同士や先生と生徒、仕事中、そんな日常のよくある場面の見知った人間関係の中で起こるというのが特徴。

2つ目、言われた側も決して気分はよくないのですが、言われた瞬間には、これを差別や侮辱と捉えて腹を立ててよいものかどうか、もやもやして混乱させられてしまうというのがすごく大きな特徴です。やはり「あれ、これ何か違和感あるけれども、この人、悪気なさそうだし。でも何かもやもやするな」というのがなんか折り重なっていったりする感じですね。以上、これはさっき言った丸一さんという方、精神保健福祉士ですね。ZACという団体で、結構マイクロアグレッションの本も出されたり、ワークショップをやったり相談とかもされているのですけれども、これは元の記事、後ろにたぶんリンクがあるので、そこから持ってきただけですので、むしろぜひそれを読んでください。

これはNHKでマイクロアグレッションの何か特集がされたときのサイトからこの図は持ってきたのですが、これはよくヘイトのピラミッドという、確かアメリカの研究者が作ったものでよく言われるのですが、マイクロアグレッションの先ほど話した特徴でもあります、1つ1つは大したことのないように見えても、小さな攻撃性を持つ言葉や行為が折り重なってその人のダメージになるというのもあるし、先ほど言ったようなヘイトスピーチの扇動性、効果ということとも重なると思うのですけれども、やはりそのものが社会に蔓延すると、やはりどんどん上に近づいていくというか、上を許すようになっていく。なので、軽いからといって見過ごすようになってしまうよというのがこのヘイトのピラミッドという図です。社会に偏見が広がると、過激な差別発言をする人が増えて、ステレオタイプをもとにしたからかいが起きる。単にからかいだと思っているかもしれないけれども、やはりそれが増えるといじめにつながりやすくなったりするとか、やはりマイクロなものだと見てはいけないというか、それでヘイトのピラミッドの図を紹介しています。

わかりやすい差別とわかりにくい差別と書いていますが、まず差別はわかりにくい、わかりにくいと言われるのですよね。何でわかりにくいのかということを考えてみたのですが、さっきのマイクロアグレッションも1、2、3で水準が違うよねという話でしたが、重なるような話です。

取りあえずこういう4つの水準があるのかなと思って、狭義から広義へ、赤い、暖色で書いている



のがより、さっきだと古典的レイシズムとか、よりわかりやすい差別ですね。序列化（見下し）、差異化（遠ざけ）、同化（無視）、美化・同情（特別視）というかたちで、もうちょっと簡単な言葉で言うと、劣っているから従え、言うことを聞きなさいみたいな、昔の黒人差別みたいな感じですね。あと、それと、「うちら、違うから、別々で交わらないようにしましょう」。さらに、「じゃあ、同じ扱いでいいんでしょう」。それぞれのニーズを無視するみたいな感じですね。さらに、「何とかはみんなすばらしい」、「何とかはみんなかわいそう」みたいな、一見褒めているけれども、特別視しているよねというような4つの水準が考えられるのかなと。上のほうが古典的な差別でわかりやすく、下、青にいくほど、新たに問題提起された差別でわかりにくい。古典的な序列化は問答無用で、2022年現在、だいたいアウトだと思います。

下にいくほど議論の対象になって、美化・同情（特別視）はケース・バイ・ケースとも言えるけれども、でもやはり同じ人として扱っていないと言うことができるのではないかなと思います。

何でこうなっているのかというと、先ほど言ったように、被差別者が異議申立てをしてきたことによって、差別が可視化されてきた歴史と関連しています。

今なら絶対アウトみたいな差別に対して、例えば公民権運動とかがそうですよね。劣っていないのだと、場合によってはむしろすばらしいのだと、そういうふうにしてたかったりしますよね。かつての女性運動もそうです。別に女性がバカだから政治ができないのではないと参政権運動をやったりとか、そこでエンパワーメントするためにむしろすばらしいみたいなことを言うわけですよ。

その同時期というか、もう少し次の段階というか、差異化（遠ざけ）に対しては、「何言っているの、同じ人間だよ。だから一緒に扱えよ」みたいなやつですね。こういうロジックでやっていたのが、フェミニズムだと第1波、第2波だったり。あと、公民権運動とかもこういうロジックはあっていたと思います。

ある程度こういったものが進んできて、じゃあ、一緒に扱えばいいじゃんとなるけれども、それでは平等にならなかったりするわけです。そこで次は、ありのままの私を認めてというロジックになります。それぞれニーズは別なのだから一緒に扱えばいいという問題ではない。むしろそれでは同化だったり、無視になりかねない。さらに、美化とか同情に対して、「いや、それって対等じゃないでしょう。同じ人として見ていないよね」というのが、フェミニズムだともっと進んで第3波だったり、ポストコロニアリズムや障害者運動とかもこういうかたちでおおよそ流れてきた。

これがなぜ難しいかということ、こういう関係になっていますよということをちょっと考えてみたのですけれども、さっき言ったように、序列化に対して、「そんなことない、うちら、劣っていないよ、むしろすばらしいんだ」みたいな、論理的にはこういう関係になりますよね。そうすると、「じゃあ、美化しちゃえばいいんじゃないの」と。一見それは配慮なのだけれども、美化・同情にもなりかねない。あと、「一緒に扱えばいいんでしょう」に対して、「いやいや、個別のニーズを見てください」といつて、それは承認することではあるのだけれども、差別化、差異化にもつながりかねないですよ。逆もしかりです。

なので、逆切れしたりするのはこういう論理的关系になっているからであって、差別に対する対抗、また差別という異議申立てに対する対応は別の水準の差別に転じうることもあることです。必ずしもそうなるわけではないですけれども。

差別とは、異なる他者とのコミュニケーションの問題で、そこに構造的な不平等があることによるコンフリクトの問題です。難しいのですけれども、異議申立てには耳を傾けて粘り強く付き合うしか

ありません。なぜなら、異なる他者とともに生きていくしかないのです。近代以前の社会に戻れるならば、その村から一生出ないという暮らしをしていればいいかもしれませんが、近代以降の社会はそういう社会じゃない。異なる他者と私たちは付き合っていかなければいけないので、粘り強く付き合うしかないよね。逆切れしたら終わりですよという話です。

最後ですね。割とよく最近聞くようになった言葉なので取り上げています。インターセクショナリティ。フェミニズムの文脈から取り上げられる言葉ではあるのですが、これは清水晶子さんという、フェミニズムについての本などを書いていらっしゃる方なのですが、女性というカテゴリーの同一性を問い直し、フェミニズムの政治に女性たちの複数性を意識的に取り込もうとする観点と清水さんは定義しています。要は、何らかの社会的属性としてカテゴライズされていて、そこで利害関係とかいうときに、そのカテゴリーの中の差異が見えなくなりがちだということですね。女性といってもいろいろな人がいる。特に差別とかの問題を考えると、女性のニーズと一様に考えていいのだろうかという問いです。

1980年代の終わりにアメリカの弁護士で人権活動家のキンバリー・クレンショーという方は、黒人女性ですね、やはりフェミニズムは白人女性中心の運動だったので、この人は2つ、だから指摘するわけです。黒人公民権運動の中で、女性の権利の扱いが不十分だというのがひとつ。黒人、黒人と言うけれども、女性のことを見ていないじゃないか、運動、運動と言っているけれども、女性のニーズをちゃんと見ていますかと。一方で、女性運動の中では黒人の権利の扱いが不十分という問題があった。そこで、白人中心になっていませんかということを指摘した。インターセクショナリティは交差性という意味ですが、つまり、黒人女性の存在が見えにくくされてきた現実を、インターセクショナリティという言葉で表現しました。

なので、インターセクショナリティとは、改めて説明しますと、人種、ジェンダー、階級、セクシュアリティなどなど、障害とかもちろん入ると思います、様々な社会的属性、社会構造が交差する下で、1人1人の生、人生が経験されるということに目を向ける視点、観点ですね。

権利運動をするときに、結構見過ごされがちになるところで、最近割と、インターセクショナリティ大事だよというの結構どこでも言われるように、まだまだ難しいところはあるのですが、言われるようになってきています。様々な軸による複数の抑圧が互いに交差しながら差別構造を形づくっているのだということです。

一応資料が、本がいくつか書いてありますけれども。マイクロアグレッションについてが、これがおそらく決定版なので。特権だとかの出口さんが翻訳したこれが決定版という感じの本ですね。あと、一番上の本は最初に取り上げましたが、あと、アウティングとかについては、松岡さんと国立市のイベントでも一緒に登壇させていただいたりしましたが。タイトルを見て気になる本があったら手に取っていただくと。

あとは、一番上の斎藤直子さんの『結婚差別の社会学』は主に被差別部落のことです。部落差別のことで結婚を反対されたり、いろいろなことがあった人たちの聞き取りとかをたくさんやった本です。あと、先ほどの古典的レイシズムと現代的レイシズムを枠組みにして分析した高さんの本は、ネットの分析をしていたり、言及したエリック・ブライシュ本や、あと、三者関係の話をした樋口さんの本など、もろもろ関連書籍を並べています。

またネットでも今はいろいろなものが読めますので、この一番上のは、さっき話した出口真紀子さんがワークショップをやったときの内容が詳細に紹介されている記事です。すごくわかりやすくて勉

強になるので、若い人とか読んでもらったらいいかないかなという記事ですね。あとは、ケイン樹里安さんの記事や、さっきの斎藤直子さんの本のダイジェスト的な記事です。

この辺はマイクロアグレッション関係がいくつか。マイクロアグレッションについては、本が出たあと、なんだかメディアですごく注目されていて、たくさん記事が出ているのですが、今まさに毎日新聞で連載をやっています。一番下はインターセクショナリティ。「VOGUE」というファッション雑誌のウェブ版で、清水晶子さんがずっと連載していて、最近それがまとめられて新書になって『フェミニズムってなんですか？』という本にもなったので、ちょっとそれを取り上げておけばよかったかな。その中でインターセクショナリティについての解説をしているのがこの回です。

不十分だったかもしれませんし、少し散漫な感じの話になってしまいましたが、以上です。ありがとうございました。

【炭谷会長】 どうもありがとうございました。限られた時間でありながらきちっと分かりやすく、皆さんご理解いただいたのではないかなと思います。

(休憩)

【炭谷会長】 それでは再開します。韓委員からご説明がありまして、これは学生向けに作られた題材を基にしていますから、大変分かりやすくお話いただいたのではないかなと思います。これを基にして、ご質問やご意見でも結構ですし、また、自分のご意見をおっしゃっていただいても結構ですから、30分程度意見交換したいと思います。

それではまず私から、最初におっしゃった差別というのは、大体大抵悪意のない人がやっているという定義があったのですけれども、確かに悪意でない何気なく差別されるケースが大変多いのですけれども、特に考えているのは部落差別とか、そういうのはやはり悪意によって言っていらっしゃるのではないかなと思いたくなるのですけれども、大体こういう悪意、テレビなんかでちょっと失言されるようなやつは悪意がないなと思うのですけれども、直接手紙を書いたり何かするのは悪意の意味が含まれているのではないかなと思いたくなるのですけれども、その辺りをちょっとお教えていただければと思います。

【韓委員】 正解はないと思うのですが、「差別はたいてい悪意のない人がする」という本がちょうど出て、タイトルをこういうかたちで使ったのですけれども、つまり「たいてい」ということですね、まず。とはいえ、たとえばヘイトクライムをやっている人とかにしても、京都のウトロでを放火事件を起こした犯人なんかにしても、彼は正しいことをやったと思っているのです。悪意の定義をし始めると、もしかしたら切りがないかもしれませんが、外から見たらひどいことに見えても、その人自身は、これは必要なことだと思って、正しいことだと思ってやっていたりもするし、それをどう呼ぶかというのはいろいろあると思います。なので、どういうふうに言ってもいいと思うのですが、とくに、わかりやすくするために「悪意がない」というか、そういう言い方をよくします。

やはり構造に埋め込まれているので、むしろ素直に生きてしまうと差別をしてしまうからこそ、しないように勉強したり、こういう取組が重要だと考えています。だって、社会に差別が埋め込まれているのだから、そこで従順に素直に育てば差別する人になるのですよ。なので、それを学生なりに伝える相手にわかってほしいので、あえてこういう言い方になっているという側面はあります。

【炭谷会長】 分かりました。ありがとうございます。

【三井委員】 お話ありがとうございました。聞いていまして、やはり1975年あたりに国立に出てきたのですが、その頃の浴びせられる差別の言葉と、今の何も関心がないようなものというのが、

何が大きく違ったかと考えても、人の中身みたいなものはあまり変わらないように思える。取りあえず通り過ぎるときに、「しょうがいしゃがこんなところにいるな」と怒鳴っていた人と、心の中でそうやって思っている人との差は、やはり今と昔では変わってきている部分はあるのかなと思います、また、昔よりも今の人のの方が怖い場合もあるし、何かそういうところの部分があります。

先ほども紹介された差別解消法なんかの中にも、健常者ができることをしょうがいしゃができないのはおかしいというような文言が入っている中で、今、国立市の旧駅舎に改札口がありまして、その中でやはり昔は通れなかったから、それ自体が展示で、昔は通れなくて差別があったということが展示だと。それから、そこは通れなくて仕方がないのですよという説明を受けたりするのだけれども、やはり健常者の人たちは通って行けるわけで、だから誰でも通れるようにしてほしいという主張を私たちはしています。でも、やはりそういう中でいろいろ話し合っている中では、先ほどの意見とか、でも、やはり可動式にして人が動かすような感じにすればいいとか、そういう意見も出たりするのですけれども、やはり考え方によっては何回もどかしてもらって通るよりは、常に通れるようにしておいてほしいという意見とかで今話し合いをしまして、その差別の歴史を子どもたちに見せていく必要性もあるという考え方よりは、通れるのだったらみんな通れるし、通れないならみんな通れないような形にしてほしいなという話し合いを続けています。合理的配慮をこっちもしているのだから、ありがたいと思ってほしいとか、そういうことを言われたりとかも話し合いの中でいろいろ今聞いている中で、やはりそういうのは差別だよなということとかいろいろ浴びせられながら、話を続けている状態です。これはちょっと皆さんに報告です。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。

【藤沢委員】 我々が生きている知識だけじゃなくて日常の習慣といいますか、場合によっては習俗まで含めて。だから社会構造というのは広く捉えればそういうことなのだなと。でも、みな恐らくそういうふうには思っていないわけですよ。だから、それが差別なんて思っていないですからね。思っていたら少しは変わっているのだろうと思うのですけれども、思っていないですからね。でも、実際はそういうことではなくて、はっきり言ったら我々自身が、例えば女性観とか、もう子どものときからありますからね。これが当たり前なこととして、今でも少しはやっているのですね、申し訳ないけれどもね。それをみなやっているのだと思うのですよね。

だから、そこに問題があるということを韓委員は理論的に説明されているわけですが、やはりそのことの自覚というのが大事なのではないですかね。それをどういう関係性を結び直すかというか、あるいはどういう関係性を作るかというところにやはり今後の市の課題というか、我々の課題というか、そのところを基本的な方向性だと、今日のテーマの差別をどう考えるか。そういうことかなというか、ここで審議会としてどういう答申を書いていくかという枠組みの1つの重要なところが指摘されたのではなかろうかと思って受け止めました。

【韓委員】 今おっしゃられたことは、たぶん今日の話だと文化的な差別ですよ。身についてしまっているものですよ。当たり前だと思って私たちがやっている。

【藤沢委員】 例えば言葉なんか、よく使うでしょう。

【韓委員】 そうですね。習慣だったり、言葉遣いだったり。

【藤沢委員】 女三つでかしましいとかね。姦通の姦とかね。これは習慣ですよ。

【韓委員】 だから習慣を変えていくためには、やはり知識だと思います。だって、昔は普通に使っている、それが女性差別的な言葉だと知れば、以降使わないようにできるはず。わかっているのだ

ったら使わなければいいという話で、態度は知識で十分アップデートできる。だから、こういう行政でどう落とし込んでいくかというのはあると思いますが、先ほどの差別・扇動の効果と、逆の扇動ではないですけども、やはり公的な機関がどういうかたちで宣言をしていくかというのはおそらくとても大事なことで、それを今、作る作業をしているとは思いますが。メッセージをどう発していくか。もちろん律するものというよりも、やはり国立市はこうしていくのだということを、今後どういうふうに言っていくかということ、考えていくというお話だと思います。

さっきの悪意の話に少し戻ります。今、私、知識だと言ったのですが、あえてこういうことを強調しているのは、とくに、差別だと言われた側って割と反発するじゃないですか。「私は差別なんかしていない」って。そういうときに、日本社会とっていいかどうかはわかりませんが、みんな差別はいけないという認識はあるのですよ。差別はしていけないものという。すごく悪いことだ。だからこそ、差別をしているのではないかと言われたら、キレるんですよ、私はそんな悪い人ではないと。だからこそ、いや、あんたが悪いとかそういうことじゃないのだよということが大事だと思っていて、悪意がない人がするというのは、むしろあなたは素直だからこそ、社会の、今の藤沢委員のおっしゃり方だと習慣、慣習を素直にそのままやってしまっているという話ですよ。むしろ素直ないい人なのです、差別する人は。それにあらがっていないので。勉強して、いや、これは違うのだ、直そうというのはあらがうことなので、あらがっていかないと変わらないです、逆に言うと。現状維持だと楽に生きていて、普通に素直に生きていて、従順な人ほどやはり差別するのです。あと、とくに、ちょっと私、日本の一般的な義務教育でどういう教育をしているかはよくわからないところがあるのですけれども、割と道徳の問題として扱われがちじゃないですか、差別が。そうするとやはりみんなに優しく、仲よくしましょう、いい人になりましょう、で。それ、完全に間違っている。そうすると、「いや、私、あなたに優しくしているはずなのに何で差別なんだ」となるから、いや、そこじゃないんだよということを、今日の話の核じゃないですけども、基本的な認識としてはそう思っていて、そういうふうに学生とかに教えなければいけないと思っているので、割とこういう言葉遣いになっていて、さっきの悪意に対するお答えにもなると思うのですけれども、いい人とか悪い人とか関係ないのだよというのは、すごく言います。

【古川委員】 お話を伺っていてやはり難しい問題だなと。意識せずに行っていることを直すのはやはりできない、よほど意識しないと、ということだと思うのです。しかし、私たちがこれから議論するのは、それに対して国立市として何ができるのだろうということなのですから、社会構造の問題だとすると、社会構造自体を変えるのはやはりなかなかそう簡単に自治体でできるようなことなのだろうかということなのですが、やはり知識ですとか物の見方の提案ということぐらいはできるのかなと。見方によっては、それは差別、これは差別になるのだとか、合理性がないとかに気づくきっかけにはなるのかなと思うのです。しかし、そこまでいったとしても、見方を変えてみたとしても、何を基準に評価するのだというところが決まらないうち、やはり自分の価値観に照らし合わせて、これは差別じゃないという判断になるのだとすると、それ以上言えるのかなというところがありまして、その価値観のこれが価値観ですよというのは、私はそれを決めたら、そこからまた差別になると思うので決められないと思うので、非常にやはり難しい、どこまで行っても難しい問題なのかなというのが改めて分かって、ちょっと愕然としたというか、何かできるのだろうかというのが非常に難しいなと感じたしだいです。

【韓委員】 今のご感想に対してお答えできることがあるとすれば、社会構造を変えるのは難しいけ

れども、社会構造を作っているのは人間なのですよね。だから、構造を変えるのは難しいけれども、今まで構造を作ってきたし、大げさな言い方をすると、人類はそれでも一步步前に来たわけですよね。先ほどの差別の4つの水準とかだと、赤が普通に行われていた時代もあったわけじゃないですか。これですね。だから、赤が普通に行われていた時代もあるわけで、奴隷制の時代もあったり、人種が違えば殺してもいいのだという時代があったり、もうちょっと後にしても、例えば女性に参政権がない時代もあったり、でも、前に来ているわけで構造は変わってきているんです。そこは愕然としないでいただきたいというか、自信を持っていたきたいです。前に行ったり来たりしながら確実に進めていくことはたぶんできるし、複雑になっているけれども、これは前に来たということの結果でもあったりするので。だから、基準を定めるのはもちろん難しいけれども、あとできることがあるとしたら、やはりそれは差別された側の人から「それは差別だ」と言われたのをコミュニケーションの糸口にすることというか、そういうことからしか意識を変えようがないし、だって、する側は当たり前だと思っているからしているわけで、された側の話を聞くしかやはりないのですよね。その間に何か、もちろんされた側の言い分は全部聞くべきだというのは大原則として思いつつ、でも、できること・できないことがあったりというなかで法律ができたり、条例ができたり、先ほどの旧国立駅舎の話でも、いろいろな人とともに暮らしている以上、そこにやはり耳を傾けて、むしろその指摘をありがたいものとして受け止めて、基準を作れないのだったら当事者の声に耳を傾けるというのが一番正しいというか、むしろありがたい話ですよ、それは差別だと言ってもらえると、と思っています。

【古川委員】 そうすると、異議申立てによって可視化されてきたところにスポットを当てると、異議の申立てを容易にすることによって、少しそれが顕在化するというか。結局その意識とか社会構造の問題だとそれだけでは見えないので、どうやって見える化するかというのが1つの課題になるということですかね。

【韓委員】 そうなります。そうしないとたぶん何も変わらない。だって、特権がある側は変えようとしたくないじゃないですか。それが楽なのだから、そうすると、やはりそれによって困っている人だったり、ニーズが反映されていない人に目を向けるには、やはりその声を聞くしかないのです。おそらくこの行政というのはそのためにたぶんあるものだと思うし。公的なものですよ、個々人じゃなくて。その調整をしたり、場合によっては条例を作ったり、法律を作ったり、それこそさっきの旧国立駅舎の話だったら、通れるように工事をする、そういう話になってくるのではないかと思います。

あと、当然、おそらくこれやっていくうえでは、マジョリティ側への説得というか、それをどういうかたちでどうやっていけるかはわからないけれども、やはり特権を持っている側からしたら、何か目減りするという感覚を持ちがちじゃないですか。でも実はそうではなくて、障害者差別解消法で、社会モデルとかの話でよく言われるのは、健常者に対してはすでに配慮がもう終わっているのだと、合理的配慮が。だから、さっきありがたいと思えと言われて、それは差別だと。それはおっしゃっておりで、なぜならもう健常者はとくに配慮がされているわけです。たとえば車椅子の方だとエレベーターがないと2階に上がれない。いわゆる「健常者」は階段でも2階に上がれる。それは建築基準法で階段を作らなければいけなくなっているからですよ。先に配慮が行われているわけで、同じニーズを満たすための配慮を順番は遅れたけれども、まだ届いていない人にもしなければいけないと考えたら普通に当たり前のこと。でも、それはその当事者のニーズを聞かないとわからない。だから、やはり声を聞くことかなと。別にあなたの特権が目減りするわけではないのだと、みんなにとっていいのだと、いかに思ってもらえるかでしょね。

【押田委員】 今日、名前が出ていましたけれども、出口真紀子さん。この国立市で何度もいらっしやっといういろいろお話も聞いて、去年12月の人権月間のオープニングのときにも出口さんからお話をみなにってもらうという形で、特にマジョリティ特権の問題というのを特に指摘したり、あるいは差別というのはやはり差別される側の問題ではなくて、差別する側なのだとということをやはり特に強調されて、私たちはそれにすごく気づかされることが多かったと思っています。

例えば、自分なんかにしても、先ほど最後の方にインターセクショナリティという、なかなか普段から聞き慣れている言葉ではないのですけれども、これもやはり出口さんなんかも指摘されていて、例えば1つ、自分はこの差別は受けているということで、差別の被害者だと思っても、それを自分は別の場面では平気で加害者になっている場合もいっぱいあるのですよね。それはもう自分に本当に照らし合わせてみて、そのことにすごく気づかされていた。あるいはまた、三井絹子さんなんかもはじめとして、いわゆる差別される側の人たちと多くいろいろ触れ合うことによって、お話を聞くことによって、そこで気づかされた、自分はこんな問題があったのだというのに初めて気づく。

そういう意味では、やはり差別の問題というのは、韓委員も言われましたけれども、差別されている側、マイノリティの側の意見をどれだけちゃんと聞くことができるかどうかというのがすごく大きいと思うのですね。

やはり私たち、審議会の一番の役割というのは、そういうマイノリティの人たちが本当にある意味ではやはり非常に構えなくても言えるような、意見が出せるようなそういう機会をちゃんと保証する。その意見はやはりちゃんと多くの人に届けるような形で役割を果たすというのがすごくこの審議会では求められるようになっていくのをつくづく感じています。それがなかったら、普段だったらやはり少数な意見で日陰に追いやられているからなかなか言えない意見がどんどん表に出ることによって多くの人にやはり気づくチャンスを与えるという意味合いで、今日の韓委員のご意見はまさにそういうことが言われているのかなと思うので、やはりこの審議会の進め方の問題としてもとても大事な提議を頂いたのではないかなと思います。

【大島委員】 このコロナでこの審議会がないときに、教育委員会から頼まれていじめのことに関する授業だとか、人権擁護委員として人権の花に関する活動を子どもの前でやったり、一体人権とは何かとか、いじめとは何かとか、そういうことを言わなければいけない、示さなければいけないということがありました。いじめの場合は中学校で、人権の花に関しては小学校でしたけれども、その中でつくづく思うのが、今日も話が出ていましたけれども、可視化。要するに、人権とか差別とか見えないですよね。触ることもできない。抽象的なものを可視化する、これはすごく大事なと思ったのは、中学生に聞いても小学生に聞いても、いじめは悪いと100%答えますよね、知識として。しかし、では何がといったときに、具体的にないのです。だから、それを示していかないと議論にならない。「悪い」で終わってしまうのですよね。これは人権の問題で、昨日の人権の花の活動でもそうだけれども、学年によって差はあるにしろ、具体的なものがないと結局駄目。

もう1つは、悪意のない人がするもの。つまり分からないから、悪意があるかないかも分からない。でも、結果として突き詰めていくと、「あれ、いけなかったな」と、そういうことに気づく。だから、気づくことが大事なのですけれども、今日のお話を聞いていると、この2点については、基本方針をこれからやはりその辺を具体的にしていかなないと難しいのかなと。

もう1つは、その後、人間が属する社会なり集団なりがきつとあると思うのですけれども、市がどこのものをターゲットにしてやるか。これはなかなか難しいと思うのですけれども、地域社会という

ものを基本に置いてやっていかないと、そんなオールマイティにはなかなかできないのではないのかなと。だから、ある程度ぐっと狭めた中で、どういうことをと可視化していったって、その精神にあるものは、意外にみんな気がついていないよね、差別していることをという、その辺のことをやっていくのが僕はいいのかなというのが感想です。

【炭谷会長】 ありがとうございます。今、大島委員が指摘されたことで、今日もマイクロアグレッションという、そういうことに近いのではないかなと思います。

これを聞くと私自身も、最近も感じたのは、沖縄問題で、よく沖縄と本土の違いという言葉を使うのですね。これも果たして適当なのかなと。昔の沖縄と本土はどう違うのか、今は新聞でもよくそういう見出しを書いてあるのですね。もう沖縄は本土ではないかなと。そこには一定の何か差別みたいな、何か違うものだという意識が働いているから、新聞の見出しが本土と格差があるという表現が堂々と出てくるのですね。私はいつもおかしいなと思っていたりして。

それから、大島委員がもう1点言われたインターセクショナルリズムの問題、これがあらゆる人は、昔はやはり差別する人と差別される人が割合画然と分かれていたんじゃないかなと。今の社会はだんだん個人個人になってきて、ある人は差別者になったり、差別される側になったり、そういうのが今の人権の差別問題の特色ではないかなと思うのです。これはやはり今日の社会の変化なのではないかなと。大昔のように階層が明確に分かれなくなったために、そういうことが起こってきているのかなという気がしますね。

【三井委員】 人権の授業みたいなものに呼ばれて小学校で講演をしてきました。47年間ぐらい国立にいて初めて小学校に呼ばれて。というのも、結構呼ばれたということもすごいことだったのですが、呼んで話して、自分のいた施設の中で人権が奪われてきたというお話をしてきました。そのときに、やはり小学生たちがいろいろなことを一生懸命聞いてくれて、いろいろなことを感じてくれて、やはり施設というのが障害を持っている人が安心して楽しくいる場所だと子どもたちは思っていた。そうでもないのだという感じの意見が出たときに、やはり校長先生のほうから、こういう話をして、そういうふう子どもたちが思ってしまうと、片一方の平等性がないから、あの話をするならもう呼ばれませんという話に1回なりました。そういうことも、やはり人権の観点でお話ができたら、そういうこともあったりとか、それは国立市の人たちと話して続けられるようにということは市の人たちも言ってくれているし、やり続けていきたいことなのだけでも、そういうことがあったという部分も皆さんに伝えたいです。

【炭谷会長】 今の事例なんか非常に分かりやすいですね。まさに大島委員がおっしゃった具体的な事案で勉強しないと分からないという良い事例だと思うので、ぜひ何らかの形で人権教育に使う1つの素材だろうと思います。

それでは、予定時間が経ちましたので、議事2について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 次回以降の審議の進め方などについてご説明をさせていただきます。次回は、6月29日水曜日の午後1時から3時の2時間で第13回目を予定しています。内容は、「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」の田中氏から、婚外子差別の現状や課題等について説明を頂く予定としています。

7月以降ですが、7月28日木曜日、夕方の4時半から6時半までを予定しています。それから、15回目として8月18日、4時半から6時半という時間で、こちら14回、15回で人権救済や相談支援体制の構築について議論を特に深めていけたらと考えています。第16回目は、4時半から6時半で、人権教育ですとか啓発の推進、あとは環境整備等についての議論を深めていければと考えて



います。これは10月も予定しているところです。

10月以降の日程については、また改めて後日、日程調整をさせていただければと考えております。

毎年12月4日から10日に人権週間がございまして、その時期に合わせる形でパブリックコメントを実施できたらと考えているところです。

1月以降ですが、2、3回の審議をしていただきたいということを想定してございまして、3月末、今年度中に審議会での答申を取りまとめていただくということを想定しています。

次回6月の婚外子差別ですが、これまで婚外子差別の議論をしていこうという形では、大きく当初から項目に入っておりませんでした。次回、お呼びする団体の方とは、ここ直近で私どもともやり取りがありまして、やはり婚外子差別の問題はなかなか可視化されづらい、差別の問題としてはなかなか顕在化しにくい問題だと認識しております。よって、分野別の課題ということで、今回、こういった形で日程調整をさせていただきました。

また、その後、7月から約10月にかけてが恐らく基本方針の骨の部分を検討していく段階になってくると思います。皆様から事務局でぜひこういった資料、こういった内容をまとめてほしいというご要望がありましたら、逐次事務局まで連絡いただければと思います。特に7月、8月の人権救済、相談支援体制につきましては、現状で事務局としては、現在の国立市の相談窓口、特に人権、または福祉に関わる相談窓口がどういったものがあるのかということをもまずは整理して皆様にお示ししたいと思います。その中で、例えばまだ対応し切れていない分野がある、または、そういった年代がある、そういったことが見えてくるかもしれません。こういった資料は順次ご用意する予定で考えています。

【炭谷会長】 ありがとうございます。14回、15回で行う人権救済、この辺りが一番綿密な議論が必要な箇所かなと思います。ただ、言えることは、このように20回近くも詳細に議論を展開している審議会というのは、多分日本でここだけじゃないかなと思います。非常に皆さん方、苦勞をおかけしますが、それほど大変充実した議論ができていないかなと思うので、そこに対しても誇れると思っておりますので、これからもご協力をお願いします。これについて何かご意見があれば言っていただければありがたいと思います。これから議論の展開によっては、また日程がずれることもあろうかと思いますが、このようなことで進めさせていただければと思います。

本日予定している議事は以上ですが、今年度の最初の審議会でもありますけれども、何か特にご発言があればしていただければと思います。

特になければ、次回は6月29日午後1時から、場所はここと同じ場所でございますので、よろしく願いをいたします。最後に事務局から事務連絡があればお願いします。

【事務局】 委員の皆様のお手元には資料1、資料2のほかには資料を配付しています。こちら基本方針（文案）とございますが、ここの内容がそのまま基本方針の文章に載るというのではなく、事務局で今後基本方針を作成する際の材料の1つにさせていただくという位置づけのものです。

これまで審議会で議論いただきました内容につきまして、それぞれの分野で現状と課題、施策の方向性等を少しまとめさせていただいておりますので、お目通しいただきまして、修正意見やもっとこういう追加が必要ではないかといったご意見等ございましたら、事務局までご指摘を頂ければと思っております。

【炭谷会長】 韓委員、今日はどうもありがとうございました。大変参考になったと思います。

委員の皆様、本日は本当にどうもありがとうございました。

— 了 —